事務事業	マネ:	ジメン	ノトシート	·(21年度)	実績と22年	度計画)	22年度予算 21年度決算	確定後 平成 世握後 平成	22 年 22 年	3 月 月	25 日 作成 日 作成
事務事業名			務事業・生活 R護レセプト点				マニフェスト 関連	[7] 全月	大横断 頭関連		<u>ロロスタールの</u> 集中改革 プラン関連
政 策			元気で笑顔				属部 健康福	祉部	課長名	古武城	卓
総合上版 策	17	生活团	国窮者世帯の	自立支援		所	属課 福祉課	1	担当者名	齋藤和瓜	<u> </u>
体系基本事業	56	経済的	内支援			所	属班 社会福	訊刊	(内線)	2137	
	会計	款	項目	事業連番	L A LEI Han (1.	72.	7. 7.7.	. 122-72	成果優先		果
予算科目	1	3	3 2	10549	去令根拠 生	活保護法 —————			コスト削減値		
終了、開始年度		21年月	度で終了 [22年度か	ら開始事	業期間	単年度のみ 期間	□ 単年度]限定複数年度	E繰返(開始年 € (F度 ~	年度) 年度)
★事務事業の概要	夏(具体	的なや	り方、手順、	詳細。期間限	定複数年度	事業は全体	像を記述)				
【事業の内容】 (開始した背景・ きっかけ・今後の 状況変化を含む)	受託記律いが ・	事務とし 5年に 施行。 は、経 き上へ	こて執行する。現行の生活の 現行の生活の 済情勢・雇用 受託事務であ を国が提案し	。合併で市制 民護法が制定 環境を反映し り、100%国が 、地方自治体	施行に伴いて されて以来、 て若年者や が負担すべき なから反発が	市での受託事 国の法定受 精神疾患患 ものであるた	活事務として 者の生活保護 、現在25%か	施行されてい 使申請・受給か 、市の負担とな	る。、合志市 ^ヾ 目立ってい なっているが	iは合併し る。)市制施行に
【業務の流れ】 【主な予算費目】 【意見や要望】	相保国嘱託報·年金	→ 世へ医 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大	→調査→ケー 問、医療券交 B告事務 →平成22年原 需用費 役 が以各種負担	-ス診断会議 :付、病状調査 度から事務事 務費 生活扶 が重くなってし	→決定→保 ・扶養義務: 業の統合を 助費 いる。昨今、5	獲開始→生注 者調査・資産 図った。 上活保護に刺	舌保護費給付調査、就労支 調査、就労支	(毎月1日) 援		いる。まれ	た、受給者か
関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?	らは「」 ・申請 ・平成 の相記	支給額 権の侵 20年度 炎申請	「が少ない 」「 是害がないよ	自動車の保る うに県からの に伴い、相談	有・運転を認る 指導がなされ	めて欲しい」。 こている。	との要望があ [、] 可にある。また	っている。			
1 現状把握の部((1) 事務事業の目											
① 手段(主な活動	P	·	漬(21年度に	行った主な活	動)(DO)	22年	度計画(次年)	度に計画して	いる主な活動	助)(PLAI	V)
資産・能力その他は	あらゆる	らものを	活用しても最	低生活が維	持できない世	:帯 21年	度同様。				
に対し、最低生活	を保障し	し、併せ	せて自立につ	いての助長を	行った。		間内に決定は	:行なっている	が、更に申詞	請から決	定までの期間
						の短	縮に努める。				
			活動量を表す	指標)=①の指	標	(単位)					(単位
⇒ ア 生	活保護	の相談	炎•申請件数				被保護者へ				件
② 対象(誰、何を					Ę.	⑤対	象指標(対象の	大きさを表す指	≦標)=②の指	標	(単位
合志市内に住所・	居所を!	定める	生沽困窮世	₩.		\Rightarrow 7	平均対象世	帯数 			世帯
② 幸岡/5の事業	1 - L -	~ 41.4	みょ かこか こマ	D.1.)			保護費の執		Lie Land On a l	Ue tari	千円
③ 意図(この事業生活保護費の給付に					5	=	果指標(意図の				(単位
エル体設員の紹介にケースワークにより初					NX/原食又版〒		就労・増収・ 廃止・停止に			世帝剱	世帯
*⑥成果指標設定	この押山	1 上元 5	比99年帝日超	動信設定の規		1 11		-なつに休護し	一市奴		市山
平成21年度末で有						定.					
例年転出、死亡、							設定。				
(2) 各指標·総事業	生 書		1								
の推移	• ><	単位	19年度	20年度	21年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	I	14	実績(決算)	実績(決算)	目標(当初予算)	実績(決算)		予定	見込	 	
④ 活動指標	7	<u>件</u> 件	 	100	120 900			150		$\parallel \parallel$	
	イマ	世帯		820 93.7	100			1000 120		$\ \ / \ $	7
⑤ 対象指標	1	世 十 円	 -	205831	205831	265620		266,891		4/12	トータルコスト
	1 ア	世帯		1	200001	203020	1 1	200,031		神论	全体計画
⑥ 成果指標	1	世帯	 -	19	20	19	9 20	20			主件可圖 一 年度
国庫支	出金	千円		151,312	162,541	198,202		197,221			
財都道府県		千円		6,636	7,000			7,000		 	
事源地方		千円				<u> </u>	·			期	
内 その	他	千円		4,801	2,000	98	7 2,000	2,000		間に	
投業課繰入	.金	千円								定	
一般則	け源	千円		46,368	48,138	57,334	4 60,818	60,818		複	
入質(A)事業		千円	0	209,117	219,679	265,620	267,039	267,039	0	9 年	(
(A)のうち打		千円								度	
(A)のうら時間		千円								のみ	
人 正規職員従		人		6	6,000		6 500	6 500		記	
件 延べ業務 費 (B) 人 件書		時間 千円	0	5,845 23,380				6,500 25,870	0	載し	

トータルコスト(A)+(B) 千円 0 232,497 243,559 294,475 292,909 292,909 0

生活保護総務事業・生活保護扶助事業(生 事務事業名 所属部 健康福祉部 所属課 福祉課 活保護支給事業・生活保護レセプト点検事

2 評価の部(SEE)

* 原則け91年度の事発評価	ナーナン	し複数年度事業は21年度実績を踏まえての途中評価

	*原則は21年度の事後評価、たた	し複数年度事業は21年度実績を踏まえての途中評価
	①21年度目標達成度評価	□達成した ⇒【原因】 →
宗達	事務事業の前年度実績は前年度目標値を 達成したか、未達成の場合その原因は?	
成度	②22年度目標達成見込み	☑目標達成見込みあり ⇒【理由】 → □目標達成は厳しい ⇒【理由と対策】 →
評価	事務事業の本年度目標値に対して本年度の 見込みはついているか?	ハローワークへの同行により就労の取り組みを継続して行くことにより自立に結びつける。 申請から決定までの期間の短縮は福祉事務所の経験値により短縮が図られてくると思われる ので、5年目を向かえ経験値も上がってきているので短縮が図られていく。
	③成果の向上余地	☑向上余地がある ⇒【理由】 □ 向上余地がない ⇒【理由】 □
有	次年度以降にこの事務事業の成果を向上させる 余地はあるか?成果が頭打ちになってないか	 現在もハローワーク同行等の就労に向けての取組みを行っており、さらに向上の余地はない。
効	④類似事業との統廃合・連携の可 能性	□他に手段がある (具体的な手段,事務事業) □他に手段がない ⇒【理由】 つ
性評価		□統廃合・連携ができる ⇒【理由】
	目的を達成するには,この事務事業以外他 に方法はないか?類似事業との統廃合がで	☑統廃合・連携ができない ⇒【理由】 🕠
	きるか?類似事業との連携を図ることにより、 成果の向上が期待できるか?	他法・他施策を活用し優先適用することとなっており、最終手段としての生活保護給付であるので、他に類似する事業はない。
	⑤事業費の削減余地	□削減余地がある ⇒【理由】 → □ □削減余地がない ⇒ 【理由】 → □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
効率性	成果を下げずに事業費を削減できないか?(仕 様や工法の適正化、住民の協力など)	国の法定受託事業であり、専門性、個人情報の保護等の観点から削減の余地はない。健康指導及び就労指導を行っている。
評	⑥人件費(延べ業務時間)の削減 余地	□削減余地がある ⇒【理由】 🕠 □削減余地がない ⇒【理由】 🕠
価	やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか?	生活保護業務については収入・資産、健康状態、家族関係など個人情報に関わる内容が多こともあり委託等はできない。ただし、時間外勤務については減らす努力を要するが、申請数の
	成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でで きないか?(アウトソーシングなど)	全ものり安託寺はできない。たたし、時間が動物については減らり努力を安りるが、中間数の 急増に伴い時間外での対応でしか行なえない場合もある。
公平	⑦受益機会・費用負担の適正化	□見直し余地がある ⇒【理由】 → □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
性	余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公	市民の最低生活保障を図るためであり、市民だれもが申請可能であるので公平・公正である。
評価	平ではないか?受益者負担が公平・公正になっているか?	また、生活保護開始決定については国の基準によりケース診断会議にて行っており、公平・公 正である。
役割	⑧行政の役割分担の適正化	□見直し余地がある ⇒【理由】 →
分担	事務事業のやり方や手段においてこれまでの	国の法定受託事業であり、専門性、個人情報の保護等の観点から余地はない。
評価	行政、市が行ってきた範囲を住民や地域・団体 に移行出来ないか?	白い/4年末に成り、守川に、四八月秋の休暖寺の既点がり示地はない。

3 評価結果の総括(SEE) ※事務事業全体の振り返り、成果及び反省点等を記入

平成20年度後半より相談・申請が急増している。22年度も長期不況の状況なので相談・申請が多くなると思われる。保護決定の 際に十分な調査を行い、公平公正な決定に今後も努めて行く。

|被保護者世帯が130世帯を超えて、CWの担当世帯が平均40世帯を超えてきた。地区により偏りがある。今後CWの増等の検討も 必要になってくる。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(PLAN)	
(1) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可	(2) 改革・改善による期待成果
□廃止 □休止 □目的再設定 □事業統廃合・連携 □事業のやり方改善(有効性改善)	(廃止・休止の場合は記入不要)
事業のやり方改善(効率性改善) 事業のやり方改善(公平性改善)	コスト
□ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)	▶ ・・・・・ 削減 維持 増加
<u>一</u> 福祉事務所の裁量で変更できる部分は周辺市等の動向も勘案して、受給者の立場に立って	判断 点 向上
して行く。	が 維持 O
	本 低下
(3) 改革 改善を実現する上で解決すべき理題(辟) とその解決等	

近年は、経済情勢・雇用環境を反映して若年者や精神疾患患者の生活保護申請・受給が目立っているので、稼動年齢層における 稼働能力の回復・活用について意識した指導(自立支援)を行っていく。

相談時、保護開始時また保護廃止時に懇切な説明を行って行く。